

盛岡市フラワーバスケットアドバイザー派遣要綱

〔平成16年4月9日〕
〔市長決裁〕

(目的)

第1 この要綱は、フラワーバスケット（ハンギングバスケット及びウォールバスケット並びにコンテナをいう。）に関するまちづくり活動に対し、フラワーバスケットアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、その活動に助言等を行うことにより、市民の自主的な花と緑のまちづくり活動の支援及び推進を図り、もって、市民のもてなしの心の育成に資することを目的とする。

(派遣対象)

第2 市長は、地域の商店街又は住民等からなる団体が、次の各号のいずれかに該当する場合に必要に応じて、アドバイザーを派遣する。ただし、営利を目的とする場合は除外する。

- (1) フラワーバスケットの基礎知識を習得し、フラワーバスケットによる花と緑のまちづくりを推進する活動
- (2) その他市長が花と緑のまちづくりを推進するために必要と認める活動

(派遣の申請)

第3 アドバイザーの派遣を受けようとする者（以下「派遣申込者」という。）は、盛岡市フラワーバスケットアドバイザー派遣申込書に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(派遣の決定等)

第4 市長は、前項の申込みがあった場合は、その内容を審査し、アドバイザーの派遣を適当と認めるときは、盛岡市フラワーバスケットアドバイザー派遣決定通知書により、不適当と認めるときは盛岡市フラワーバスケットアドバイザー派遣不承認通知書により、その旨を派遣申込者に通知するものとする。

(業務)

第5 アドバイザーは、市及び派遣申込者と十分な連絡調整を図りながら、次の業務を行うものとする。

- (1) 第2に規定する花と緑のまちづくり活動に対する助言や指導
- (2) その他市長が花と緑のまちづくりを推進するために必要と認める業務

2 アドバイザーは、前項に規定する業務を行う場合は、自己若しくは所属する法人若しくは団体等の宣伝又は販売、布教、勧誘等の活動を行ってはならない。

3 アドバイザーは、業務上知り得た事項について、守秘する義務を負うものとする。

(登録)

第6 アドバイザーの登録は、フラワーバスケットに関し、専門的知識及び実務経験を有する者で、市長が適当と認める者とする。

- 2 アドバイザーの登録を受けようとする者は、盛岡市フラワーバスケットアドバイザー登録申請書に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、アドバイザーの登録を適当と認めるときは盛岡市フラワーバスケットアドバイザー登録決定通知書により、不適當と認めるときは盛岡市フラワーバスケットアドバイザー登録不承認通知書により、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。
 - 4 アドバイザーの登録は随時とし、有効期間は、登録した日から1年間とする。ただし、次の各号に該当しない限り、登録が延長されるものとする。
 - (1) 第5の規定に反する行為があったとき
 - (2) 辞退の申出があったとき
 - (3) その他アドバイザーとして適当でないと認められる行為があったとき
 - 5 市長は、前項の規定により登録の取消しを行ったときは、その旨を書面で通知するものとする。
(報告)
- 第7 アドバイザーの派遣を受けた者は、盛岡市フラワーバスケットアドバイザー派遣実績報告書に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。
(費用負担)
- 第8 市長は、予算の範囲内において、アドバイザーに対する謝金を負担する。
(補則)
- 第9 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの派遣に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月9日から施行する。